

包括ケアや介護等すべてのサービスが含まれている。今後も、開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

また、内閣官房健康・医療戦略室長を議長とし、関係府省庁担当局長等を構成員とする「アジア健康構想推進会議」において、アジア健康構想の下での医療・介護分野における人材還流を促進するため、国内外における日本語学校の民間認証制度を構築すること、介護職種に係る技能実習生について、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストに関して求められる基準の検討体制を構築することとした。

また、医薬品の新興国への展開に係る取組を関係府省庁が連携して推進するため、平成29年12月6日健康・医療戦略推進本部の下に「国際医薬パートナーシップ推進会議」を設置し、具体的な事業を推進するための産官学の協力体制や具体的な初期の取組等についての検討に着手した。

加えて、アジア健康構想を推進するための官民連携プラットフォーム第2回「国際・アジア健康構想協議会」(平成29年2月9日設置)を平成30年3月7日に開催し、アジアに紹介すべき日本的介護の整理(事例の整理等)等について意見交換を実施した。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

平成29年8月15日ベトナム(ホーチミン)において、アジア太平洋地域27か国の国会議員、政府関係者、国際機関及び医療・介護等の民間事業者を対象とした「マルチステークホルダー・フォーラム 持続可能な成長のための健康長寿社会への投資—高齢者ケアのための地

域的アプローチ」を開催し、アジア健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験を紹介し、アジア諸国に高齢者ケアのための人材育成や日本の技術やサービス導入への関心を喚起した。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

6 全ての世代の活躍推進

(1) 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を推進する。また、「人生100年時代構想会議」において更に議論を進め、平成30年夏には基本構想を打ち出す。

また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、人生100年時代を見据えた人づくり革命と生産性革命に取り組む。

さらに、「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進していく。

また、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に基づく取組を推進す

る。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

第4次男女共同参画基本計画に定めた具体策や成果目標の実現に向け、重点的に取り組むべき事項についてとりまとめた「女性活躍加速のための重点方針2018」を策定し、あらゆる取組を着実に推進していく。

また、国・地方公共団体においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下、女性活躍推進法という。）に基づき、推進計画及び特定事業主行動計画の取組を促進するために、取組の好事例の周知を図るとともに、推進計画を策定していない市町村に対して、市町村推進計画策定支援マニュアルを活用し、推進計画の策定を促す。

さらに、法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行う。

民間事業主に対しては、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等について、中小企業における女性活躍推進法に基づく取組を支援することを目的とした「中小企業のため

の女性活躍推進事業」を実施するとともに、実際に行動計画に定めた数値目標等を達成した事業主に対する「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」の支給や、女性活躍に優良な取組を行っている企業に対する認定「えるぼし」取得の勧奨等により、女性活躍推進法に基づく取組を促進した。また、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性活躍推進企業データベース」について、学生や女性求職者の利便性を高めるため、平成29年12月末よりスマートフォン版の運用を開始した。

今後、引き続き中小企業に対して行動計画策定の支援を行っていくとともに、女性活躍推進法の実行性確保を図るため、策定された行動計画に沿って適切に取組が行われるよう助言指導等を実施し、併せて、より多くの企業が「えるぼし」認定に向けて取組を進めるよう周知・啓発を図っていくこととしている。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農業経営や6次産業化の取組等において女性の更なる活躍を推進するため、地域の農林水産業に関する方針決定の検討の場への女性の参画の義務化や女性による事業活用の促進、地域農業のリーダーとなり得る女性農業者の育成、女性の活躍推進に取り組む農業法人等の認定・表彰等により、女性の活躍を推進する施策を実施する。